

- ・ 感染症法に基づく医師の届出（発生届）について、令和4年9月26日から全国一律で全数届出が見直しになり、届出の対象が65歳以上の方など、重症化リスクが高い4類型に限定されます。
- ・ 発生届の対象外となる軽症の方などについては、患者本人からの相談や申出により、健康フォローアップセンターで必要な支援を行います。

◆ 発生届の対象者（限定後）

- ・ 医療機関から保健所に報告される発生届は、次の方に限定されます。
①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要、又は新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方、④妊婦の方

◆ 発生届の対象の方（上記①～④の方）

- ・ これまで同様、保健所が聞き取り調査を行い、入院や宿泊施設、自宅での療養などを決定します。

◆ 届出対象外の方

- ・ 群馬県健康フォローアップセンターにおいて、症状が悪化したときの相談などに対応します。また、センターに登録いただいた方には、必要に応じ、宿泊療養施設への入所調整や食料送付等の支援を行います。
- ・ 一人暮らしの方や基礎疾患のある方などは、健康不安等に備え、積極的にセンターへ登録をお願いします。

◆ その他

- ・ 医療費は、発生届の有無にかかわらず、公費負担となります。
- ・ 療養証明書は、発生届の対象外の方には発行されません。